

## 令和5年度の受注希望業種(一者一業種)について

環境農林水産部では、条件付一般競争入札への参加に際しては、原則として、「受注希望業種(一者一業種)」の届出を必要としており、令和5年度は以下のとおり取扱います。

- 環境農林水産部発注の入札案件で、「受注希望業種」を指定した業務については、事前に「受注希望業種」の申請をしないと、入札に参加できません。
- 「受注希望業種」の届出(申請)方法は、インターネットによる「電子申請」としています。
- 受注希望業種の登録及びその取扱いについては、環境農林水産部・都市整備部(住宅建築局を除く。)・府民文化部(日本万国博覧会記念公園事務所)・大阪港湾局(計画整備部計画課計画調整担当、同部振興課利用促進担当及び泉州港湾・海岸部)・大阪都市計画局を一つの発注担当部として運用しています。
- 「受注希望業種」の登録は、令和5年度の早期発注に係る電子入札案件から必要です。

### ◆ 令和5年度の受注希望業種の申請(新規・業種変更)は令和5年2月15日(水)から申請できます。

次のURLから申請画面に移行できます。

[https://www.pref.osaka.lg.jp/keiyaku\\_2/e-nyuusatsu/e-kenkon-b1-gyoshu.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/keiyaku_2/e-nyuusatsu/e-kenkon-b1-gyoshu.html)

### ◆ 受注希望業種の申請が必要な方

下記に該当する方は、新規申請又は業種変更が必要となります。

- ・受注希望業種を登録されていない方
- ・受注希望業種を変更したい方
- ・令和4年度以前に受注希望業種を登録していても、何らかの理由で大阪府測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格登録がいったん失効したことがある方

### ◆ 令和4年度以前に受注希望業種を登録されている方

令和4年度の受注希望業種の登録情報を令和5年度へ移行しますので、業種変更をしない場合は申請していただく必要はありません。

### ◆ 制度の運用について

#### 1. 入力時の条件について

(1) 「受注希望業種」に対応した入札参加資格登録業種を有すること。

(下記『「受注希望業種」の業種一覧』を参照)

(2) 環境農林水産部・都市整備部(住宅建築局を除く。)・府民文化部(日本万国博覧会記念公園事務所)・大阪港湾局(計画整備部計画課計画調整担当、同部振興課利用促進担当及び泉州港湾・海岸部)・大

阪都市計画局共通で、一業種のみ選択して入力すること。

## 2. 年度途中の「受注希望業種」の変更について

環境農林水産部・都市整備部(住宅建築局を除く)・府民文化部(日本万国博覧会記念公園事務所)・大阪港湾局(計画整備部計画課計画調整担当、同部振興課利用促進担当及び泉州港湾・海岸部)・大阪都市計画局の何れかが発注する、令和5年度の測量・建設コンサルタント等業務に入札参加するまでは、1回に限り変更が可能です。(入札参加申請した後も、入札書を提出するまでの間は「受注希望業種」を変更することは可能ですが、その場合は必ず電子入札システムによりその案件の「辞退届」を提出する必要があります。)

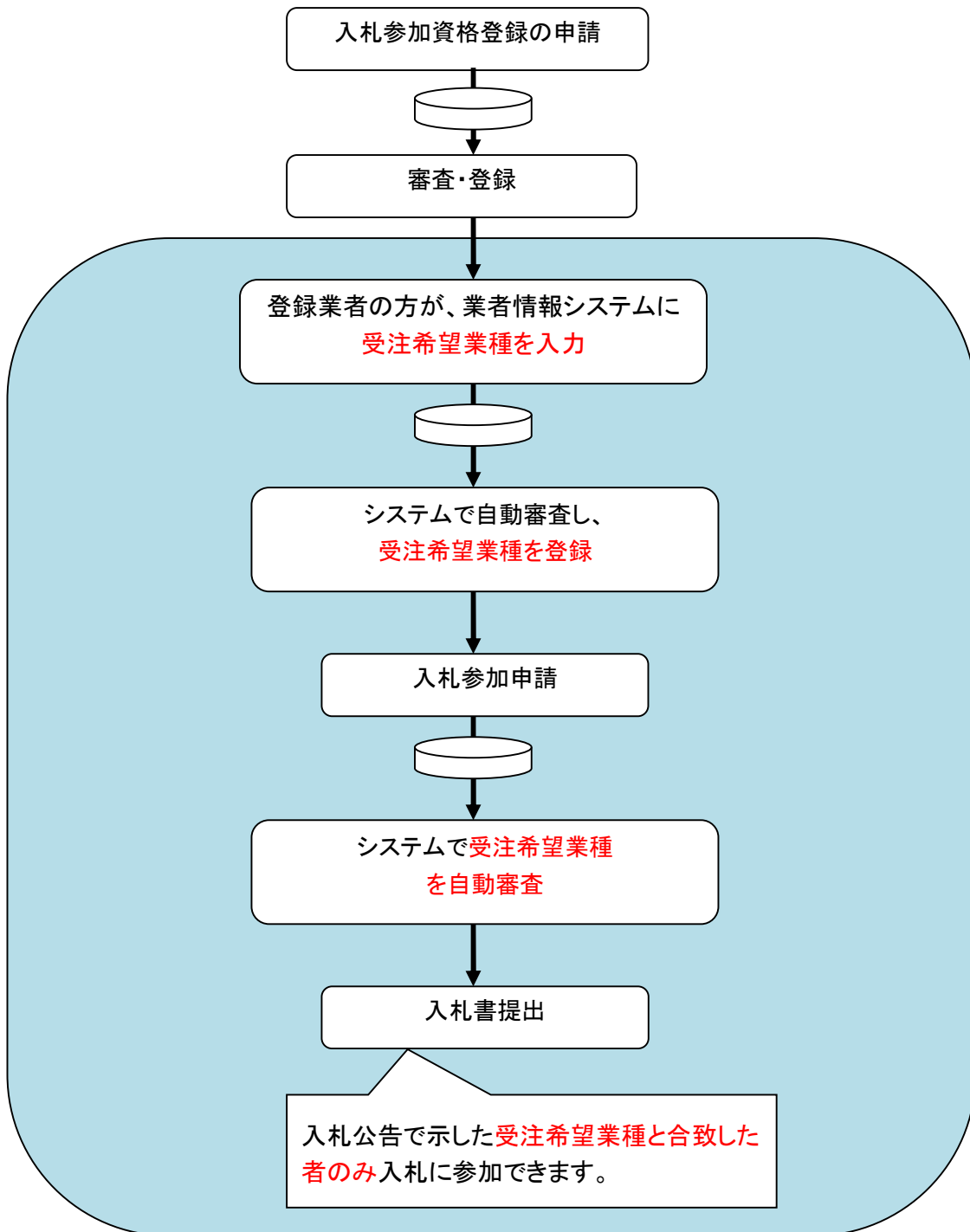
### ◆ 「受注希望業種」の業種一覧

下記の受注希望業種一覧から、一業種のみ選択してください。(業務内容欄に記載されていない業務については、受注希望業種申請の必要はありません。)

令和5年度の受注希望業種は次のとおりです。(令和4年度の業種区分からの変更はありません)

受注希望業種名	業務内容	入札参加資格登録業種
測量調査業務	測量法に基づく測量に関する業務等	測量
地質調査業務	建設工事等に関する地質又は土質の調査、計測、解析等に関する業務	地質調査
建設コンサルタント業務 (建築設計・監理、 設備設計・監理を含む)	建設工事等に関する調査・計画・設計・ 監理等に関する業務 建築士法に基づく建築物の設計、工事 監理等に関する業務 建築設備の設計又は工事監理に関する 助言を行う業務	建設コンサルタントの各部門 建築設計・監理(一級、二級) 設備設計・監理
補償コンサルタント業務	公共事業に必要な土地等の取得もしくは 使用、これに伴う損失の補償又はこれら に関する業務	補償コンサルタントの各部門

【申請のイメージ図】



問合せ先

【システム操作に関すること】

「大阪府電子調達ヘルプデスク」 Tel:06-4400-5180

【制度及び業務内容に関すること】

検査指導課 契約検査グループ Tel:06-6210-9623